

重点

4 飲酒運転の根絶

運転者を始め広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて、規範意識の確立を図る。

運転者

○飲酒運転に係る罰則や行政処分が大幅強化されたことをよく認識し、酒気を帯びた状態で車両等を絶対に運転しない。

家庭・地域・職場

○飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、酒気を帯びた人には、絶対に運転させない。

○飲酒運転周辺3罪の撲滅

- ・飲酒運転をするおそれがある人に車両を提供しない
- ・飲酒運転をするおそれのある人に酒類を提供しない
- ・運転者が酒気を帯びていることを知りながら同乗しない

○飲酒運転の危険性、責任の重大性について話し合い、飲酒運転を許さない環境づくりに努める。

○飲酒運転常習者対策を強化し、飲酒運転行為を是正させるための意識改革を進める。

○各種広報媒体の活用による、飲酒運転の根絶に向けた広報啓発活動を推進する。

○自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組を促進する。

○飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動を促進する。

重点

5 交通安全新3S(シルバー・スロー・シー)運動の推進

交通事故の特徴を踏まえ、交通安全新3S運動を推進し、交通死亡事故等の抑止を図る。

運転者

- 「高齢者が見えたらスローダウン」等、高齢者に思いやりのある運転を実践する。
- 制限速度を守り、歩行者や自転車の急な動きや飛び出しに対応できるよう安全速度で運転する。
- 一時停止標識のある交差点や踏切を通過する際は、手前で確実に一時停止して、前方・左右の安全確認を確実に行う。

歩行者・自転車利用者

- 夕暮れや夜間に外出するときは、明るい服装や反射材用品等を着用する等、運転者から発見されやすい工夫をする。
- 交差点では、左右をよく見て、安全を確認して横断する。

家庭・地域・職場

- 速度の出し過ぎによる危険性や、交差点・踏切における基本的なルール、交通マナーなどについて話し合い、交通安全の意識を高める。



平成26年 秋の交通安全県民運動実施要綱

平成26年8月5日
福井県交通対策協議会

第1 目的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- ・運動期間：平成26年9月21日(日)から9月30日(火)までの10日間
- ・交通事故死ゼロを目指す日：平成26年9月30日(火)

第3 主唱

福井県交通対策協議会

第4 スローガン(福井県)

- 【シルバー】
 - ・おでかけは 明るい時間と目立つ服 ルール守って事故防止
- 【スロー】
 - ・気持ちに余裕 時間に余裕 運転する時のマイルール
- 【シー】
 - ・交差点 譲るやさしさ 待つゆとり
- 【脱!クルマ依存社会】
 - ・クルマより 歩いてみよっさ 新習慣
- 【飲酒運転根絶】
 - ・家族の誓い「しない・させない 飲酒運転」



第5 統一行動日

平成26年9月22日(月)「一斉街頭活動日」

第6の実施機関・団体が、交差点等の街頭において一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第6 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第7 推進方法

- 1 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織に浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、これに基づき早期に推進体制を確立するものとする。
- 2 実施機関・団体は、本運動が真に県民総ぐるみの運動として成果があがるよう、それぞれに創意工夫を凝らした交通安全教育、街頭指導等の交通安全活動を実施するほか、あらゆる広報媒体を積極的に活用して、県民に対する交通安全意識の啓発に努めるものとする。

第8 運動の重点と取組み

運動の重点

- ① 子どもと高齢者の交通事故防止
- ② 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶
- ⑤ 交通安全新3S(シルバー・スロー・シー)運動の推進

重点 1

子どもと高齢者の交通事故防止

子どもとその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、子どもと高齢者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図る。

高齢者

- 参加・体験・実践型の交通安全教室に積極的に参加し、交通ルール・マナーを再認識するとともに、自己の運動能力等を的確に認識して、歩行中や自転車利用中における安全確認等の安全行動を実践する。
- 高齢運転者は、交通安全講習や運転適性検査を積極的に受け、加齢に伴う身体の機能および運転技能の変化を認識して、その能力に応じた運転に心がける。
- 70歳以上の高齢運転者は、高齢運転者標識の表示に努める。
- 75歳以上の運転者の免許更新時に、講習予備検査(認知機能検査)が実施されていることを周知徹底するほか、認知症等により安全な運転が困難な場合は、自主的に運転免許を返納することも検討する。

運転者

- 子どもや高齢者(歩行者・電動いす利用者、自転車利用者)、および高齢運転者標識を表示した車を見かけた時は、減速、徐行、一時停止するなど、高齢者に配慮した思いやりのある運転に心がける。

家庭・地域・職場

- 子どもと高齢者等の交通安全について家庭等で話し合い、子どもや高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守や反射材用品等の活用等について声かけを励行する等、子どもと高齢者に対する保護意識の醸成に努める。
- 子どもと高齢歩行者には、交差点等における保護・誘導活動を推進する。
- 地域や職場における交通安全講習会の開催や、あんしん歩行エリア等の交通安全総点検の実施を通じ、子どもと高齢者に対する保護意識の高揚に努める。



重点 2

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

歩行中・自転車利用中の死亡事故が増加する夕暮れ時と、夜間の交通事故を防止する。

運転者

- 夕暮れ時における自動車の前照灯を早めに点灯するほか、夜間のハイビーム実践運動またはスピードダウンの励行により、歩行者・自転車利用者に対する事故防止に努める。

歩行者・自転車利用者

- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい服装や反射材用品を着用するとともに、自転車のルールを遵守した正しい通行方法を周知させ、正しい交通行動を実践する。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライト点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子供はヘルメットを着用



家庭・地域・職場

- 歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保するため、夕暮れ時と夜間の危険性を認識・理解させる交通安全教育等を推進する。
- 歩行者や自転車利用者に対し、反射材用品の活用と「自転車安全利用五則」の遵守による正しい交通行動の実践を呼びかける。

重点 3

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図る。

運転者・同乗者

- 車に乗る時は、全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの着用を徹底する。
- シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和効果を理解し、乳幼児等の体格に合ったチャイルドシートを選定するなど、正しい使用方法等を周知徹底する。

家庭・地域・職場

- 車で出かけるときは、出発前にシートベルトを着用するよう、互いに声かけを行う。